

2019年度

教育・保育施設等入所のご案内

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課保育グループ（市役所本庁舎2階）
TEL 028-632-2393・2394
FAX 028-638-8941



目 次

1	教育・保育施設等について	P 1
2	入所の申込みができる基本的な要件について	P 2
3	支給認定申請について	P 2
4	申込みから入所までの流れ	P 4
5	入所の申込みについて	P 5
6	利用調整について	P 6
7	利用調整結果の連絡について	P 8
8	利用者負担額（保育料）について	P 8
9	利用者負担額（保育料）基準額表（月額）	P 1 1
10	入所後のお手続き	P 1 2
11	教育・保育施設等一覧表	P 1 4
12	位置図	P 2 0
13	よくある質問（Q&A）	P 2 2
参考	1号認定の利用者負担額（保育料）基準額表	P 2 7

2019年5月からの年号改正に伴い、この冊子ではすべて西暦表記で統一しています。申込書等で平成表記での記載箇所があるため、記入の際は右記の表を参考にしてください。

西暦		和暦
2019年	—	平成31年
2018年	—	平成30年
2017年	—	平成29年
2016年	—	平成28年
2015年	—	平成27年
2014年	—	平成26年
2013年	—	平成25年

1 教育・保育施設等について

教育・保育施設等とは、「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」になります。

幼稚園とは

満3歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通じた教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが会う一番初めの学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。なお、幼児教育に従事する職員は、「幼稚園教諭免許」を有しております。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で、学校教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

保護者の働いている状況に関わりなく、学校教育・保育を一緒に受けることができます。また、すべての子育て世帯を対象に、子育て相談や親子の交流の場を提供します。

なお、学校教育・保育に従事する職員は、「保育教諭」又は「幼稚園教諭免許」、「保育士資格」のいずれかを有しております。

保育所とは

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。0歳から小学校就学前までのお子さまに、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。

一日11時間の開所時間のほか、園により延長保育や子育て相談、一時預かりなど様々なニーズに応じた保育を実施します。なお、保育に従事する職員は、「保育士資格」を有しております。

地域型保育事業とは

地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

【家庭的保育事業】

家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、保育を実施します。なお、家庭的保育者は、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。（家庭的保育補助者は、市（町村）長が行う研修を修了した者です。）

【小規模保育事業】

少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を実施します。

A、B型は、保育所の配置基準（※）より1名以上多く職員を配置します。C型は乳幼児3名につき、1名の職員を配置します。（※）保育所の配置基準は、0歳児は3名、1、2歳児は6名につき職員を1名配置するものです。

なお、保育に従事する職員は、A型がすべて「保育士資格」、B型はその半数以上が「保育士資格」を有しております。C型は「家庭的保育者」であり、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。

【事業所内保育事業】

会社内や事業所内の保育施設などで、保育所の配置基準に基づき、従業員のお子さまと、地域のお子さまと一緒に保育します。

なお、利用定員20名以上の施設において、保育に従事する職員はすべて、「保育士資格」を有しております。利用定員19名以下の施設の職員は、その半数以上が「保育士資格」を有しております。

【居宅訪問型保育事業】

障がいや疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、お子さまの自宅で1対1の保育を実施します。

なお、保育に従事する職員は、小規模保育事業のC型同様、市（町村）長が認める者です。

2 入所の申込みができる基本的な要件について

- ◇ 宇都宮市に居住し、保護者が保育を必要とする事由に該当することが要件となります。就労の場合、月64時間以上の就労を常態としていることが最低条件です。
- ◇ 認定こども園・私立保育所・地域型保育事業については生後2か月を経過した翌月から、公立保育所については生後6か月を経過した翌月から入所を希望できます。

3 支給認定申請について

<支給認定を受ける必要があります！>

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

（1）支給認定区分

1号認定	2号認定	3号認定
（教育標準時間認定） お子さまが満3歳以上で、教育のみを希望される場合	（満3歳以上児・保育認定） お子さまが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育と併せて保育を希望される場合	（満3歳未満児・保育認定） お子さまが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合
（有効期間） 効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	（有効期間） 効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	（有効期間） 効力発生日から満3歳に達する前日まで
（利用施設） 認定こども園（教育部分） 幼稚園	（利用施設） 認定こども園（保育部分） 保育所	（利用施設） 認定こども園（保育部分） 保育所、地域型保育事業

直接、認定こども園または幼稚園に申込みください。

（2）保育を必要とする要件と書類等（認定区分の基準）にお進みください。

（2）保育を必要とする要件と書類等（認定区分の基準）

2号及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の基準で認定します。

保育を必要とする事由	保育の必要量（時間区分）	認定に必要な書類
1か月当たり、64時間以上の就労を常態としていること	【保育標準時間】 下限は1か月120時間 【保育短時間】 下限は1か月64時間	【会社勤務の方】 勤務（内定）証明書 【自営業・農業等の方】 自営業等就労申立書（市様式）
妊娠中であるか、出産後間もないこと（出産予定日の前後2か月の最大5か月）	【保育標準時間】※	新生児の母子手帳（表紙及び出産予定日がわかるページのコピー）
保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難であること	【保育標準時間】※	1 医師の診断書（保育が困難と判断できる診断書） 2 障がい者手帳・療育手帳等のコピー（氏名と障がい程度が分かるページ） 1, 2, どちらかご提出ください。

同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	【保育標準時間】 下限は1か月120時間 【保育短時間】 下限は1か月64時間	1 医師の診断書等，被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの 2 介護計画表・・・市の所定用紙に記入してください。 1と2，両方ご提出ください。
就学・技能習得していること	【保育標準時間】 下限は1か月120時間 【保育短時間】 下限は1か月64時間	1 学生証（在学証明書のコピー），受講の証明ができるもの 2 カリキュラム表など，日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの 1と2，両方ご提出ください。
災害復旧にあたっていること	【保育標準時間】※	罹災証明書等
虐待やDVのおそれがあること	【保育標準時間】※	第三者機関の証明
求職活動していること	【保育短時間】	1 求職活動専念申立書・・・市の所定用紙にご記入ください。 2 ハローワークカード・雇用保険受給証明書のコピー（いずれか提出） 1と2，両方ご提出ください。
育児休業取得時に，既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること ※在園児のみ認定対象	【保育短時間】	1 育児休業取得時の入所継続申請書 2 育児休業取得がわかる証明 1と2，両方ご提出ください。
その他，お子さまを保育できない特別な理由があること	市が認める時間区分	市が必要とする書類

（注）保育を必要とする要件について虚偽の申請を行った場合，過料が科されることがあります。

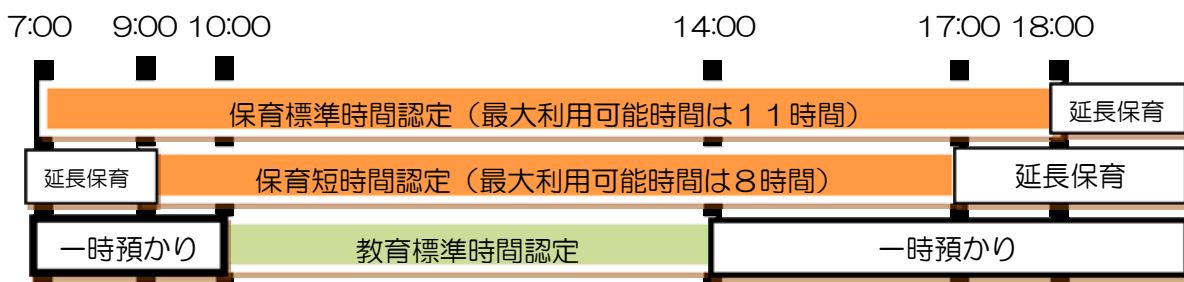
※ 原則，保育標準時間の認定ですが，保育短時間を希望する場合はお申し出ください。

※ 教育・保育施設等の入所後に，退職や育児休業などで上記の要件がなくなった場合や，市外に転出した場合，当月末で退所となる場合もあります。

※支給認定の申請は，産後休暇明け57日目から，お子さまが「保育を必要とする事由」に該当し，保育を希望する場合に可能です。ただし，教育・保育施設等の利用調整は，生後2か月を経過した翌月からとなります。

（3）保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態等に応じて，認定の範囲内で利用することになります。



「保育短時間」の時間帯は，施設ごとに決定するもので，利用時間によって延長保育料がかかる場合もあります。

※上記はあくまでもイメージであり，開始，終了時間は施設により異なります。

4 申込から入所までの流れ

◇ 4月の入所希望者に限り、1月出生予定までのお子さまの仮申請の受付を行います。ただし、2019年2月13日までに本申請を行わない場合、申請取下げとなります。

入所を希望される場合は、事前に見学を行い、保育内容や保育料以外の費用の徴収の有無などを確認の上、お申込みください。教育・保育施設等の見学日時は、直接各施設にご相談ください。

支給認定申請

◇ 教育・保育施設等を利用する場合、認定申請をしていただき、支給認定を受ける必要があります。(2・3ページを参照)

受入れ公表

◇ 月初めにホームページにて、翌月の入所の受入れ状況を園ごとに公表します。受入れ状況は、保育士の配置や教育・保育施設等の状況によって変動することがあります。(4月は締切日の約1週間前に公表予定)

入所申込み

◇ 2019年4月入所希望者の受付期間
 【1次受付】2018年12月3日(月)から2018年12月21日(金)まで
 【2次受付】2019年1月15日(火)から2019年2月13日(水)まで
 【3次受付】2019年2月22日(金)から2019年3月4日(月)まで
 (注) 4月3次受付は保育課のみの申込です。

※ 3次受付は、市内への転勤、転入等に対応するために設けています。希望できる施設はその時点で受入が可能な施設をご案内します。ご了承ください。

◇ 2019年5月から9月の入所希望者の受付期間

2019年9月以降の申込期間は、2019年4月頃にご案内いたします。

入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
2019年5月	3月12日～4月10日	2019年7月	5月13日～6月10日
2019年6月	4月11日～5月10日	2019年8月	6月11日～7月10日

※ 育児休業明けの場合、復帰される月の前月入所から申込みが可能です。

利用調整

◇ 入所申込み締切後に、教育・保育施設等の利用を希望する方の利用調整を行います。保育の必要性を客観的に審査し、必要性の高い方から、希望の教育・保育施設等の受入可能数の範囲内で、入所者を調整していきます。

◇ 利用調整後、入所保留となった方のうち、入所申込み時にあっせんの希望を「有」に選択した方に受入れ枠の余裕がある教育・保育施設等の情報提供をします。希望者のうち、必要性の高い方から、教育・保育施設等の受入可能数の範囲内で、入所者を調整していきます。

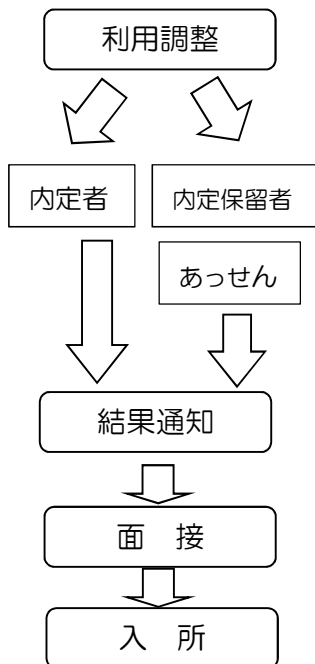
※ 入所希望月が2019年4月のあっせんは、2月下旬を予定しています。

◇ 8ページの「7 利用調整結果の連絡について」をご参照ください。

◇ 入所決定後に各教育・保育施設等で面接を行います。また、健康診断を受けていただきます。(面接の際に説明します。)

◇ 入所は月の初日からです。児童の集団生活への適応などを目的として、ならし保育を実施し、徐々に時間を長くしていきます。

(年齢や個人差により1～2週間程度行います。)



5 入所の申込みについて

申込場所

- ◇保育課（市役所本庁舎 2 階D9 番窓口）（午前8時30分～午後7時）
- ◇平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（午前8時30分～午後5時15分）
- ◇認定こども園・保育所・地域型保育事業（開園時間内）

（注）4月3次受付は保育課のみの申込です。

【面接が必要なお子さま】

お子さまの乳幼児健診を受けられていない方・母子手帳を紛失した方・発達に不安をお持ちの方・発達支援児保育※を希望される方につきましては、保育課でお子さまの面接を行いますので事前にお問い合わせください。

申込み締切日直前は、面接が混み合うことが予想されますので、お早めにご連絡ください。
また、申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます。

【※発達支援児保育】

障がいのあるお子さまとないお子さまが共に育ちあうことを目的として、心身に障がいや発達に
つまずきがあるお子さまに対して、発達の状況に応じた丁寧な関わりを行う保育

必要な書類

下記①～⑤のうち、該当する書類をそろえて、ご提出ください。

提出書類	備考
① 支給認定申請書・入所（園）申込書	申込みするお子さまの人数分必要です。
② 保育を必要とする状況の確認書類	父・母それぞれ必要です。2ページの（2）「保育を必要とする要件と書類等」をご参照ください。 （勤務証明書は、半年以内の証明が有効となります。）
③ 母子手帳	お子さまの健診・予防接種の記録を確認します。
④ 申請者の個人番号と身元が確認できる書類 （1）又は（2）を提示してください	（1） マイナンバーカード （2） ・マイナンバー通知カード ・運転免許証やパスポートなど写真付き身分証明書 ※認定こども園・保育所・地域型保育事業に申込みの場合、申請者の本人確認書類の写しを添付してください。
⑤ その他必要な書類【該当される世帯の方はご提出ください】	◇外国籍の方・・・在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（表裏） ◇生活保護受給中の方・・・生活保護受給証明書

マイナンバー（個人番号）の記載について

教育・保育施設等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの記載が必要となります。支給認定申請書・入所（園）申込書の記入欄に、申請されるお子さま、お子さまの保護者、家族及び同居者のマイナンバーを記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。）

入所申込み後に、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合や保護者の勤務先等に変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。

6 利用調整について

利用調整とは、2号認定、3号認定を受けたお子さまの入所（利用）にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類（勤務証明書等）」や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所などの受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

入所選考の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき指数化し、合計指数が高いお子さまから入所（利用）者を決定していきます。

【基準指数表】

「宇都宮市保育の実施選考基準」

No	種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間	
1	就労	月160時間以上の就労を常態		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		月140時間以上の就労を常態		9		
		月120時間以上の就労を常態		8		
		月100時間以上の就労を常態		7		
		月 80時間以上の就労を常態		6		
		月 64時間以上の就労を常態		5		
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)		7	出産予定月の前後2か月の期間	
3	疾病	入院1ヶ月以上		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅内療養	常時病臥	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度		10		
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度		8				
身体障害者手帳を有し3級程度		6				
身体障害者手帳を有し4～6級程度		4				
4	同居親族 の介護	施設等の付添い		就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅 介護	重度障害者等の全介護（要介護5, 4）			10
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）			8
			上記以外の程度			4
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため 保育をすることができない場合		10	当該期間	
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		2	3か月以内	
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合		就労時間に準ずる	当該期間	
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
9	その他、市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）			10		

【調整指数表】

	No.	条 件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障害を有する場合	3
	4	保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所し、育児休暇明けに、保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合	2
	11	転居による転園 転入による入所希望（転出先で施設型保育施設在園児に限る）	1
子育て支援・少子化対策の配慮	12	特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	13	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	14	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者（未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

【指数の合計が同点の場合の優先順位】

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等＞不存在＞疾病・障がい＞就労＞親族の介護＞出産＞就学＞災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	児童数の多い世帯を優先する
第6段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望＞第2希望＞第3希望＞第4希望以降順」に優先する

※ 指数表（基準・調整）及び優先順位は、社会環境の変化などにより見直す場合があります。

7 利用調整結果の連絡について

入所が 内定した場合	4月入所【1次】希望者	2月中旬に結果通知を発送します。	
	4月入所【2・3次】希望者	3月中旬に各保育施設等から電話連絡後、結果通知を発送します。	
	5月以降入所希望者	入所月の前月下旬に各保育施設等から電話連絡後、結果通知を発送します。	
入所が できなかった場合 翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。	4月入所【1次】希望者	4月入所2次受付者とともに、再度入所の調整を行います。	
	4月入所【2次】希望者	あっせん【有】	利用調整後、2週間以内にあっせんの通知を発送します。（通知後の流れは、4ページの あっせん を参照） あっせんにおいても内定されない場合は、3月中旬に保留通知書を発送します。
		あっせん【無】	3月中旬に保留通知書を発送します。
	4月入所【3次】希望者	3月中旬に保留通知書を発送します。	

※入所をキャンセルされた場合、当該月の保留通知を発行することはできません。

※利用調整の結果については、電話でも確認可能です。（連絡先：028-632-2393・2394）

8 利用者負担額（保育料）について

(1) 利用者負担額（保育料）の金額

利用者負担額（保育料）の金額は、「9 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）（11ページ）」により決定いたします。

(2) 利用者負担額（保育料）の階層区分の決定

利用者負担額（保育料）の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市町村住民税所得割課税額を合算して算定します。（父母の合計所得金額がそれぞれ32万以下であって、同居の祖父・祖母がいる場合には、同居の祖父又は祖母のうち、市町村住民税所得割課税額の高い人物を算定に含めます。）

※ 婚姻歴のないひとり親家庭の保育料の軽減について

利用者負担額（保育料）の算定において、婚姻歴の有無により差異が生じないように、婚姻歴のないひとり親等に対しても、申請をすることで、税法に規定する寡婦又は寡夫と同様の取扱いをします。（適用された結果の所得割額によっては、軽減されない場合もあります。）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料					当該年度の市民税額に基づく保育料						

9月分の利用者負担額（保育料）より、算定に用いる税額年度が切り替わるため、利用者負担額（保育料）決定通知書を送付いたします。

世帯によっては、年度途中より利用者負担額（保育料）が変更となる可能性があります。変更となった場合は、別途通知を送付いたします。

(3) 利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料

下記に該当される方はいずれかの税資料をご提出ください。

・2019年4月～8月入所

2018年1月2日以降に宇都宮市に転入された方	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度市（町村）・（都道府）県民税特別（普通）徴収税額の決定通知書の写し 又は ・2018年度市（町村）・（都道府）県民税課税証明書等（所得金額・控除額・住民税額がすべて記載されたもの）
単身赴任等により住民登録が市外にある方	<ul style="list-style-type: none"> ※1 市町村によって証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。 ※2 配偶者の扶養等により、収入がない場合でも非課税証明書の提出が必要です。

・2019年9月以降入所

2019年1月2日以降に宇都宮市に転入された方	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度市（町村）・（都道府）県民税特別（普通）徴収税額の決定通知書の写し 又は ・2019年度市（町村）・（都道府）県民税課税証明書等（所得金額・控除額・住民税額がすべて記載されたもの）
単身赴任等により住民登録が市外にある方	<ul style="list-style-type: none"> ※1 市町村によって証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。 ※2 配偶者の扶養等により、収入がない場合でも非課税証明書の提出が必要です。

本市において、税情報が確認できない方に対して、資料が提出されるまでの間は、仮の保育料とさせていただきます。（仮決定後、税資料をご提出いただいた場合、該当月にさかのぼって保育料を更正し、仮保育料との差額は追加納付又は還付となります。）

(4) 利用者負担額（保育料）の請求

- ・ 保育所の利用者負担額（保育料）は市が請求いたします。
- ・ 認定こども園と地域型保育事業の利用者負担額（保育料）は、施設から直接請求いたします。

(5) 利用者負担額（保育料）の納付

- ① 保育所入所者は、口座振替の手続きをお願いいたします。

用紙の提出	保育所に備えている「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、 <u>各金融機関にご提出ください。</u>
口座振替の開始月	20日までに口座振替のお申込みをされた方は、翌月の利用者負担額（保育料）より口座振替を開始いたします。 (例) 4/20までに申込み ⇒ 5月分から口座振替
口座振替日	振替日（納付日）は毎月末日です。（ただし、月末が土・日・祝日・年末年始の場合は、金融機関の翌営業日） ※残高不足の場合は、振替不能となりますので、ご注意ください。

- ② 認定こども園や地域型保育事業入所者は、利用する施設にお支払いいただきます。
- ・ お支払い方法については、後日、認定こども園や地域型保育事業からお知らせいたします。

(6) 利用者負担額（保育料）の多子軽減について

- ① 同一世帯から教育・保育施設等のほか、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設通所部に同時入所している場合、2人目以降の保育料を下記のとおり軽減いたします。
 - 上から2人目 基準額の2分の1に軽減
 - 上から3人目以降 無料
- ② 同時入所以外でも同一世帯で3人以上の児童がいる場合、児童の年齢にかかわらず、3人目以降の保育料は無料になります。
- ③
 - ・両親世帯のうち、市町村民税所得割税額57,700円未満の場合
 - 2人目を半額、3人目以降を無料に軽減いたします。（年齢問わず）
 - ・ひとり親世帯等のうち、市町村民税所得割税額77,101円未満の場合
 - 1人目を半額、2人目以降を無料に軽減いたします。（年齢問わず）

①の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	5歳	幼稚園	—
2人目	4歳	教育・保育施設等	2分の1
3人目	3歳	教育・保育施設等	無料

・就学前の児童が対象です。
 ＊幼稚園等（認定こども園及び給付対象施設の幼稚園を除く。）に通っている方については、在園又は通園証明書をご提出いただきます。

②の場合

- ・1人目が中学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	14歳	中学校	—
2人目	8歳	小学校	—
3人目	3歳	教育・保育施設等	無料

- ・1人目が高校生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	18歳	高校	—
2人目	8歳	小学校	—
3人目	3歳	教育・保育施設等	無料

※1人目の年齢上限は18歳に達する年度までが対象となります。

ただし、大学生等については、22歳に達する年度までが対象となります。

また、1人目が障がい者手帳・療育手帳等を所有している場合、20歳に達する年度までが対象となります。

③の場合（年齢条件なし）

○両親世帯

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学校	—
2人目	2歳	教育・保育施設等	2分の1
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

○ひとり親世帯

- ・1人目が教育・保育施設等に入所している場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	4歳	教育・保育施設等	2分の1
2人目	2歳	教育・保育施設等	無料
3人目	0歳	教育・保育施設等	無料

- ・1人目が小学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学校	—
2人目	4歳	教育・保育施設等	無料
3人目	2歳	教育・保育施設等	無料

9 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）

階層区分		世帯区分	保育標準時間		保育短時間	
			3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	—	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円	0円	0円
3		一般世帯				
4	市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	4,000円	3,000円	3,000円	2,000円
5		一般世帯	5,000円	4,000円	4,000円	3,000円
6	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	母子世帯等	6,000円	5,000円	5,000円	4,000円
7		一般世帯	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円
8	市町村民税所得割課税額 77,100円未満		11,000円	10,000円	10,000円	9,000円
9	市町村民税所得割課税額 97,000円未満		12,000円	11,000円	11,000円	10,000円
10	市町村民税所得割課税額 109,000円未満		19,000円	18,000円	18,000円	17,000円
11	市町村民税所得割課税額 169,000円未満		24,000円	21,000円	23,000円	20,000円
12	市町村民税所得割課税額 211,200円未満		30,000円	26,000円	29,000円	25,000円
13	市町村民税所得割課税額 301,000円未満		33,000円	27,000円	32,000円	26,000円
14	市町村民税所得割課税額 341,000円未満		33,000円	27,000円	32,000円	26,000円
15	市町村民税所得割課税額 397,000円未満		33,000円	27,000円	32,000円	26,000円
16	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		33,000円	27,000円	32,000円	26,000円

階層区分		世帯区分	保育標準時間	保育短時間
			(0～2歳児)	(0～2歳児)
1	生活保護世帯	—	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
3		一般世帯		
4	市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	5,000円	4,000円
5		一般世帯	6,000円	5,000円
6	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	母子世帯等	7,000円	6,000円
7		一般世帯	8,000円	7,000円
8	市町村民税所得割課税額 77,100円未満		13,000円	12,000円
9	市町村民税所得割課税額 97,000円未満		14,000円	13,000円
10	市町村民税所得割課税額 109,000円未満		20,000円	19,000円
11	市町村民税所得割課税額 169,000円未満		27,000円	26,000円
12	市町村民税所得割課税額 211,200円未満		37,000円	36,000円
13	市町村民税所得割課税額 301,000円未満		41,000円	40,000円
14	市町村民税所得割課税額 341,000円未満		54,000円	53,000円
15	市町村民税所得割課税額 397,000円未満		56,000円	55,000円
16	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		67,000円	65,000円

※ 階層区分は、当該年度の4月1日の年齢で決定いたします。

10 入所後の手続き

(1) 転園を希望する場合

教育・保育施設等に入所後、引越し等を理由に、他の施設への転園を希望する場合、在園中の施設から「保育施設等変更申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

転園申請は、新規申請と同様に基準指数に基づき、利用調整を行います。転園が内定した場合、内定先の園から電話連絡後、本市からの結果通知を発送いたします。入所が決まらない場合、翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。

なお、育休継続入所（13 ページ参照）中の転園希望はできません。

(2) 退所する場合

家庭保育可能や転出等を理由に、在園の施設を退所する場合は、在園中の施設から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

(3) 世帯に変更があった場合

転居、出生等、世帯に変更がありましたら、在園中の施設から「変更届」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

※婚姻又はパートナーとの同居の場合

変更届の他、新たな保護者の次の書類をご提出ください。

- ・保育を必要とする状況の確認書類（勤務証明書等）

詳しくは2ページ下段の3（2）保育を必要とする要件と書類等を参照してください。

- ・利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料

詳しくは9ページ上段の8（3）利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料を参照してください。

(4) 認定区分が変更になった場合

- ①保育を必要とする要件が変更になった場合、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

（例 第2子以降妊娠した場合、母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し）

- ②求職活動、育児休業中の継続利用、就労・就学が月120時間未満等の場合、認定時間が短時間に変更になりますので、施設で設定されている時間をご確認ください。

- ③ 認定時間が「短時間」の世帯で、利用施設の設定時間を越えた時間での利用となる場合、「認定区分変更申請書」をご提出いただければ、認定を変更することも可能です。

（例 短時間の設定時間内にお迎えが間に合わない場合等）

(5) 現況届の提出について

2号・3号認定を受けた方は、毎年1月頃に保護者の保育を必要とする要件の確認と、その年の利用者負担額を算定するために「現況届」の提出が必要です。

必要書類は、在園中の施設より配付されますので、期日までに必要書類をご提出ください。

(6) 育児休業開始前に既に教育・保育施設等に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

クラス	取扱い
3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・既に保育所に入所していた児童については、下の子が満1歳になるまで継続することができます。 ・下の子が満1歳になった後も、引き続き育児休業を取得する場合、家庭状況及び児童福祉の観点から必要な場合は、その年度内で継続することができます。 <ul style="list-style-type: none"> → 次年度に小学校就学を控えている場合 → 児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合
0～2歳児	<p>原則として退所となりますが、次のとおり家庭状況及び児童福祉の観点から必要な場合は、下の子が満1歳になるまで継続することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合 ・既に満3歳に到達しており、残り数か月で3歳児クラスになる場合 ・家庭での保育が困難と思われる場合 ・早期復職する場合（下の表を参考にしてください。）（概ね6か月）

※妊娠・出産要件で入所した場合、育休での継続入所はできません。

(例)

出産予定日	出産日	出産要件の期間	育児休業による継続期間（最長）
5月10日	5月15日	3月1日～7月31日	8月1日～1月31日
5月28日	6月3日		8月1日～2月28日
5月5日	4月28日		8月1日～12月31日

【提出書類】

1 出生前

出産予定月の確認ができるもの（新生児の母子手帳の表紙と出産予定日が確認できるページの写し又は妊婦健康診査受診票の写し等）

→ 出生月2か月以前に必ずご提出ください。

2 出生後

- ① 育児休業中の保育の継続申請書（在園中の施設から受け取ってください。）
- ② 育児休業期間の証明書（勤務証明書、辞令書等）

11 教育・保育施設等一覧表（2018年10月1日現在）

【 公立保育所 】 生後6か月を経過した翌月からの入所希望可

No.	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	長時間
1	西部保育園	鶴田町970-1	647-4730	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
2	大谷保育園	駒生町1792	652-0148	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
3	泉が丘保育園	泉が丘6丁目8-12	661-2717	170	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
4	石井保育園	石井町2989	661-5003	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
5	竹林保育園	竹林町226	621-0057	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
6	松原保育園	松原3丁目1-5	621-8600	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
7	北雀宮保育園	若松原2丁目18-30	653-5185	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
8	東浦保育園	東浦町4-12	658-6907	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
9	なかよし保育園	白沢町396-2	671-1811	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
10	ゆずのこ保育園	松田新田町483	674-2020	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00

【 私立保育所 】 生後2か月を経過した翌月からの入所希望可

No.	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	長時間
11	宇都宮保育園	本丸町15-10	634-6083	120	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00	8:30～16:30
※1 12	宝木保育園	若草2丁目3-31	622-1233	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
13	ナーサリースクールとまつり	戸祭1丁目4-12	622-7552	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
14	二葉幼児園	塙田3丁目5-16	622-5872	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
15	住吉保育園	住吉町15-3	633-4668	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
16	うめばやし保育園	南一の沢町1-40	634-9075	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
17	弥生保育園	弥生1丁目6-3	634-5653	110	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
18	徳次郎保育園	徳次郎町70-9	665-0051	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
19	オリブ保育園	日の出2丁目8-23	634-5879	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
20	篠井保育園	下小池町464-20	669-2224	50	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
21	平松保育園	平松本町779-22	661-1465	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
22	平松保育園の分園 ココロミ保育園 自然の森公園前	西刑部町1800-3	656-0066	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
23	みちおせ保育園	細谷町2565	624-6316	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
24	皇花幼児園	駒生町1256	621-9342	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
25	御幸保育園	御幸町3	661-7460	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
26	江曾島保育園	江曾島町1164-3	645-3237	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
27	つくし保育園	西川田町1057-17	658-2382	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
28	バンビーニゆめ	元今泉1丁目8-5	633-1821	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	29 つるた保育園	鶴田町3361-22	637-1152	120	0歳~5歳	7:00~19:30	7:00~18:00 8:45~16:45
	30 東峰保育園	東峰町3092-16	662-6638	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	31 陽西保育園	陽西町1-76	625-2106	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	32 しらゆり幼児園	砥上町813-1	648-0872	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	33 姿川保育園	西川田南1丁目43-24	658-9673	60	0歳~5歳	7:30~18:30	7:30~18:30 8:30~16:30
	34 野沢保育園	宝木本町1466-4	665-4566	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	35 岩曾保育園	岩曾町1391-5	662-5376	100	0歳~5歳	7:00~19:30	7:00~18:00 8:30~16:30
	36 東石井保育園	鎧山町977-1	667-1972	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	37 まつぼっくり保育園	下平出町2368-2	662-5367	70	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	38 けいほう保育園	峰1丁目12-5	635-1385	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	39 瑞穂野保育園	上桑島町1310-14	656-5452	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	40 すみれ保育園	双葉2丁目12-12	659-1773	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	41 バンビーニとよさと	関堀町52-2	624-3375	100	0歳~5歳	7:00~19:30	7:00~18:00 9:00~17:00
	42 たんぼほ保育園	中島町4-2	655-0256	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	43 清原保育園	野高谷町283-1	667-4498	70	0歳~5歳	7:00~19:00	8:00~19:00 9:00~17:00
	44 ミドリ保育園	氷室町1067-4	667-0577	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	45 ありんこ保育園	長岡町167-8	622-5231	70	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	46 こばと保育園	西川田6丁目5-7	645-2148	80	0歳~5歳	7:00~20:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	47 つばさ保育園	今宮2丁目19-8	658-1283	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	48 ひばり保育園	竹林町550-2	627-1316	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	49 第二ミドリ保育園	氷室町1053-3	670-5785	30	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	50 今泉保育園	中今泉3丁目16-37	636-6370	120	0歳~5歳	7:00~21:00	7:00~18:00 9:00~17:00
※2	51 住吉第二保育園	材木町1-16	610-9555	50	0歳~5歳	8:00~22:00	11:00~22:00 11:00~19:00
	52 希望保育園	下川俣町206-406	660-3600	110	0歳~5歳	7:00~21:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	53 ハートフルナーサリー	砥上町330-77	647-2201	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	54 小羊保育園	末広1丁目5-8	688-3288	60	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	55 星風会雀宮保育園ステラ	五代1丁目11-31	688-3450	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	56 宇都宮大学まなびの森保育園	平松本町891-3宇大構内	635-4152	100	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	57 宇都宮大学まなびの森保育園(分園)	峰1-31-10寛永ハイツ1階	638-7185	30	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	58 あゆみ保育園	西原2丁目1-24	633-6401	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	59 まなびの森あずま保育園	宿郷2丁目8-1	633-0920	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	60 ひまわり保育園	下岡本町3761-1	673-0082	130	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	61 さくら保育園	中岡本町2362-1	673-3500	100	0歳~5歳	7:10~19:10	7:10~18:10 8:30~16:30
	62 ゆりかご保育園	上田原町12	672-0278	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	63 ゆりかごきっずな-さり-すく-る	上田原町854-4	672-7722	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	64 ゆうゆう保育園	金田町759-1	674-8500	70	0歳~5歳	7:00~20:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	65 しらとり保育園	岩菅町1109	613-6333	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	66 グリーンナーサリー	西川田1丁目1543-1	666-5532	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	67 みなみ保育園	大和2丁目9-8	658-1660	165	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	68 あゆみ北保育園	上戸祭町452-11	612-5100	100	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	69 不動前保育園	下河原1丁目1-27	678-6191	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	70 あさひの保育園	平松本町327-3	614-4001	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	71 太陽と青空保育園	ゆいの杜6丁目11-15	667-3331	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	72 つながるほいくえん 釜井台	下岡本町4550-2	671-8811	80	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
	73 上横田よつば保育園	台新田1丁目2-5	666-8383	110	0歳~5歳	7:00~20:00	7:00~18:00 7:00~15:00
	74 つながるほいくえん 御幸が原	御幸ヶ原町75	663-2166	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	75 西が岡保育園	細谷町545	611-3485	140	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	76 ひのおか保育園	竹林町664	622-0132	70	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30
※1	77 ようとう保育園	陽東3丁目15-27	612-2461	120	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 9:00~17:00
	78 ゆいの杜保育園	ゆいの杜3丁目1-8	680-5445	90	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
	79 上横田よつば保育園分園みつば保育園	宮の内1丁目12-4	678-9883	30	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 7:00~15:00
※3	80 (仮称) ひので保育園	東築瀬1丁目17-2	614-4001	110	0歳~5歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00

※1 宝木保育園及びようとう保育園は、休日保育（日曜、祝日、年末年始）実施園です（園に要登録）。

※2 住吉第二保育園は、夜間保育実施園のため保護者の終業時間が概ね午後6時以降でないとい入所の対象になりません。

※3 2019年4月開所予定です。

【 認定こども園 】 生後2か月を経過した翌月から入所希望可

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員 (2・3号)	年齢	開所時間	標準時間	
								短時間	
	81	認定しらゆりこども園	幼保連携	若草4丁目13-12	624-7440	80	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	82	認定こども園Hinooka Preschool 隣の丘幼稚園	幼稚園型	竹林町664	622-5117	40	3歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	83	さかえ認定こども園	幼保連携	兵庫塚3丁目8-13	666-5877	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	84	さくら認定こども園 さくら幼稚園	幼保連携	戸祭台44	622-5137	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	85	認定すすめこども園	幼保連携	五代3丁目1-9	655-2220	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	86	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	保育所型	越戸町107	662-2141	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	87	風と緑の認定こども園	幼保連携	下栗町631-2	656-3323	78	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	88	認定こども園さくらが丘	幼保連携	陽東1丁目14-1	661-7055	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	89	認定みどりこども園	幼保連携	西原町3335-2	612-5625	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	90	みふみ認定こども園	幼保連携	富士見が丘4丁目25-13	624-8838	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	91	認定こども園駒生幼稚園	幼保連携	駒生町3360-36	622-9376	59	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 7:00～15:00
	92	山王認定こども園	幼保連携	徳次郎町508-3	665-0143	40	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	93	八幡台認定こども園	幼保連携	八幡台14-21	625-3993	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	94	認定こども園平出むつみ幼稚園	幼保連携	平出町22-1	661-8810	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	95	認定こども園まこと幼稚園	幼稚園型	砥上町330-71	648-2757	49	3歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	96	認定こども園あつみ幼稚園	幼保連携	幕田町749-3	658-0171	55	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	97	認定こども園さくらんぼ幼稚園	幼保連携	松原2-7-42	622-8972	99	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	98	ひじり認定こども園	幼保連携	下反町町304	654-1323	72	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※3	99	(仮称) 認定こども園釜井台幼稚園	幼保連携	下岡本町4548-4	673-0238	105	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※3	100	(仮称) 認定こども園清愛幼稚園	幼保連携	西3-5-11	636-1588	25	1歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※3 2019年4月開所予定です。

【 地域型保育事業 】 生後2か月を経過した翌月から入所希望可

◆家庭的保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
							短時間	
	101	あかばね家庭的保育所	石井町	689-0383	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	102	見目家庭的保育所	塙田2丁目	622-1160	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	103	おのでら家庭的保育所	宝木町1丁目	643-4155	3	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:00～16:00
	104	戸井田家庭的保育所	宝木町2丁目	080-5012-1159	3	0歳～2歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:00～16:00
	105	加藤家庭的保育所	インターパーク2丁目	678-2282	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
	106	近藤家庭的保育所	宝木町2丁目	652-1294	5	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30
	107	たかはし家庭的保育所	上欠町	648-7852	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
	108	やまざき家庭的保育所	陽南2丁目	090-7808-5343	5	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	109	森家庭的保育所	下岡本町	673-5983	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	110	富山家庭的保育所	陽東3丁目	661-1599	5	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30

◆小規模保育事業

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	
								短時間	
	111 保育所どんぐり	A	今宮4丁目10-9	645-7611	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	112 地域型保育施設 インターパーク保育園	A	インターパーク3丁目11-6	688-0733	18	0歳～2歳	7:00～22:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	113 地域型保育施設 ママくまさんの託児室	A	石井町2991-7	683-7688	19	0歳～2歳	7:00～21:00	8:00～19:00	8:00～16:00
	114 第四ミドリ保育園	A	氷室町1053-12	667-5558	19	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	115 こばと第二保育園	A	西川田南1丁目1-3	306-0451	18	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	116 ひよこ保育園	A	宮原4丁目2-13	612-7017	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	117 きらら保育園宇都宮針ヶ谷	A	針ヶ谷町472-6 ヨークタウン針ヶ谷内	655-1015	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
※4	118 クオーレ	B	宝木本町1456-4	652-7288	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	119 ニチイキッズ元今泉保育園	A	元今泉4丁目2-10	614-1501	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	120 ころぼっくるの森保育園	B	岩曽町1166-1	612-4411	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	121 しらとり第二保育園	A	今泉町35-1 マロニエハイツ陽北B棟	666-7361	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	122 リトル・ワンス保育園	A	築瀬町2502-5	637-0775	15	0歳～2歳	7:00～22:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	123 ココカラ上桑島	A	上桑島町1316-3	680-6083	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	124 さくらベビースクール	A	八幡台5-12	625-6556	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	125 きらら保育園宇都宮さくら	A	桜2丁目1-27	680-5540	19	0歳～2歳	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	126 やなぎた保育園	A	柳田町554-1	683-1000	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	127 あい・あい保育園	A	宝木町1-40-3	621-6300	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	128 ほのほの保育園	A	中岡本町3021-18	688-7444	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	129 とちの葉保育園	A	若松原2丁目13-15	612-8853	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	130 ひまわりソレイユ保育園	A	江曾島2丁目10-15	680-6080	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	131 ナーサリーにここ	A	砥上町54-1	647-1125	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	132 小規模保育べたべた	A	鶴田町1313	648-2326	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	133 ようさいリトル	A	陽西町1-72	678-5211	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	134 御幸すだち保育園	A	東町306-84	680-5953	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	135 ゆめキララ。保育園ゆいの社	A	ゆいの社7丁目8-5	680-4013	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	136 太陽と虹空保育園	A	ゆいの社6丁目11-11	678-6316	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	137 ひばり第二保育園	A	中今泉3丁目28-1	612-5788	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	138 北総警保育センターまもるーむ 不動前	A	不動前1丁目3-17 あんしんかんカルチャーセ ンター1階	614-1188	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	139 クローバ保育園	A	西原3丁目2-12	601-8702	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	140 陽南わかば保育園	A	江曾島町1258-6	612-5121	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	141 やいた保育園	A	屋板町字赤沢538-2	616-8815	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
※5	142 (仮称) ひのおか森のナーサ リー	A	竹林町804-2	622-0132	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
※5	143 (仮称) ゆめキララ。保育園ひ らいで	A	平出工業団地30-9	680-4013	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30

※4 障がい児優先入所枠があります。

※5 2019年3月開所予定です。

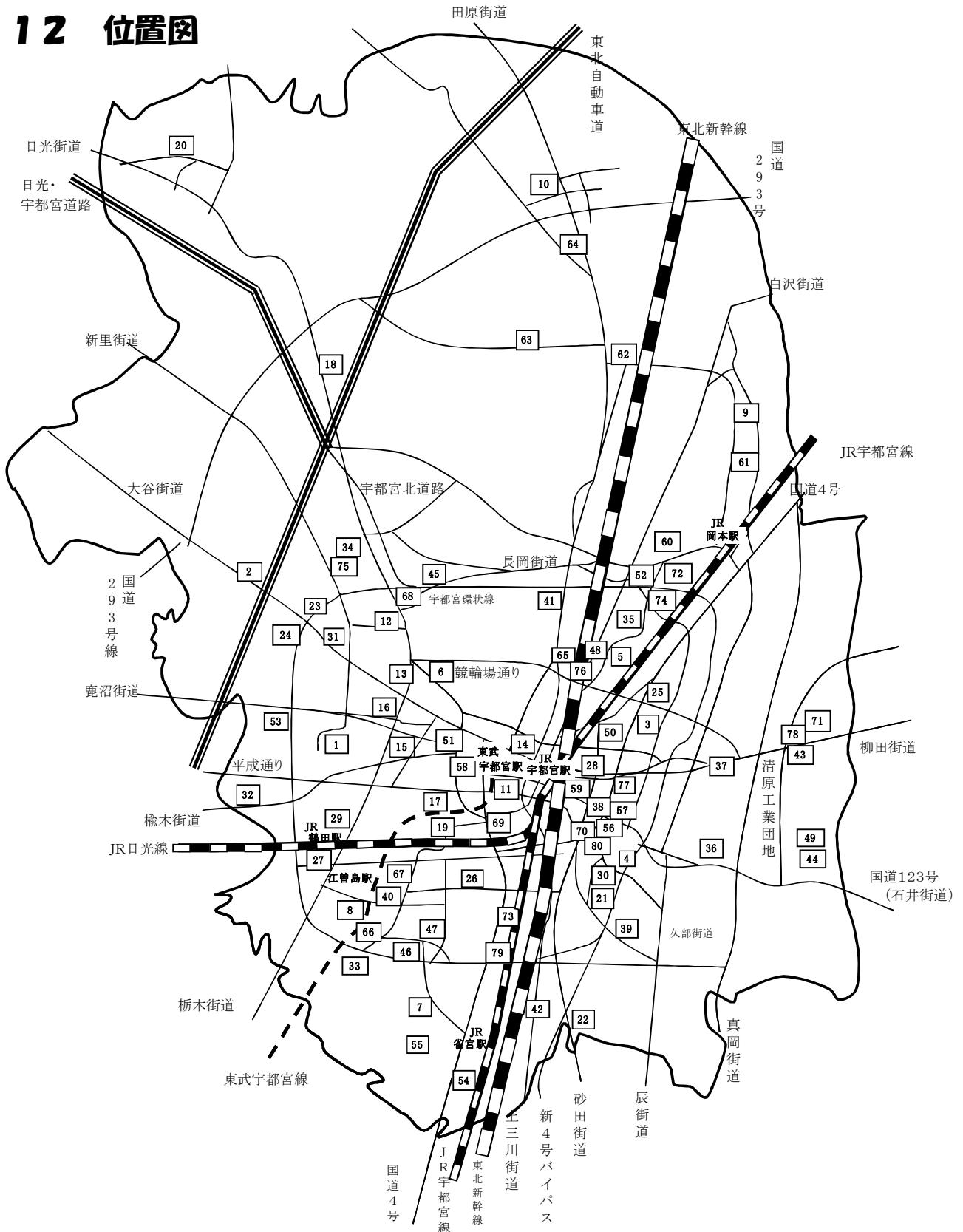
◆事業所内保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間
							短時間
144	地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園	竹林町941-3	678-9300	20	0歳~2歳	7:00~20:00	7:00~18:00 8:30~16:30
145	北総警託児センター 「まもる一む」	不動前1丁目3-14	635-1212	15	0歳~2歳	7:00~20:00	7:00~18:00 9:00~17:00
146	このみ保育園	平出町435	680-5306	12	0歳~2歳	7:00~19:00	7:00~18:00 8:00~16:00
147	みらいの森保育園	雀の宮6丁目5-5	689-9738	10	0歳~2歳	7:00~20:00	7:00~18:00 8:00~16:00
148	とちのみ保育園	中戸祭1-10-37	622-5241	12	0歳~2歳	7:30~20:00	7:30~18:30 8:00~16:00

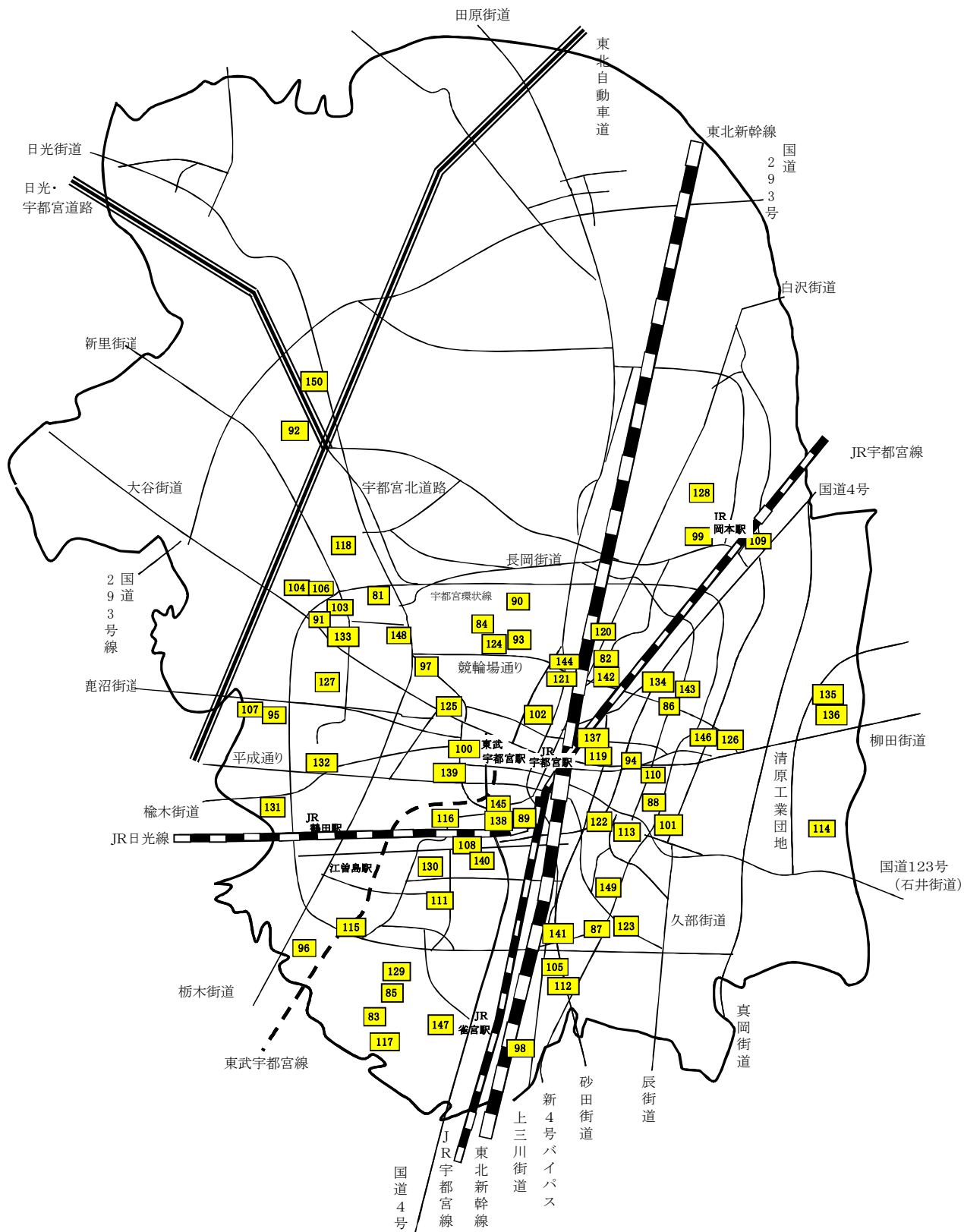
◆居宅訪問型保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間
							短時間
149	平松保育園居宅訪問保育	平松本町779-22	661-1465	1	0歳~2歳	7:00~18:00	7:00~18:00 要相談
150	うりずん居宅訪問型保育 「かなさん」	徳次郎町365-1	601-7733	1	0歳~2歳	7:00~18:00	7:00~18:00 8:30~16:30

12 位置図



公立保育所		私立保育所							
1 西部保育園	11 宇都宮保育園	21 平松保育園	30 東峰保育園	40 すみれ保育園	50 今泉保育園	60 ひまわり保育園	70 あさひの保育園		
2 大谷保育園	12 宝木保育園	22 平松保育園の分園 ココロス保育園 自然の森公園前	31 陽西保育園	41 パンビーニとよさと	51 住吉第二保育園	61 さくら保育園	71 太陽と青空保育園		
3 泉が丘保育園	13 ナーサースクールとまつり	23 みちおせ保育園	32 しらゆり幼児園	42 たんぼ保育園	52 希望保育園	62 ゆりかご保育園	72 つながるほいくえん釜井台		
4 石井保育園	14 二葉幼児園	24 星花幼児園	33 姿川保育園	43 清原保育園	53 ハートフルナーサリー	63 ゆめがきつななざりすくーる	73 上横田よつば保育園		
5 竹林保育園	15 住吉保育園	25 御幸保育園	34 野沢保育園	44 ミドリ保育園	54 小羊保育園	64 ゆうゆう保育園	74 つながるほいくえん御幸が原		
6 松原保育園	16 うめばやし保育園	26 江曾島保育園	35 岩曾保育園	45 ありんこ保育園	55 星風会雀宮保育園ステラ	65 しらとり保育園	75 西が岡保育園		
7 北雀宮保育園	17 弥生保育園	27 つくし保育園	36 東石井保育園	46 こばと保育園	56 宇都宮大学まなびの森保育園	66 グリーンナーサリー	76 ひのおか保育園		
8 東浦保育園	18 徳次郎保育園	28 パンビーニゆめ	37 まつぼっくり保育園	47 つばさ保育園	57 宇都宮大学まなびの森保育園(分園)	67 みなみ保育園	77 ようとう保育園		
9 なかよし保育園	19 オリーブ保育園	29 つるた保育園	38 けいほう保育園	48 ひばり保育園	58 あゆみ保育園	68 あゆみ北保育園	78 ゆいひの杜保育園		
10 ゆずのこ保育園	20 篠井保育園	39 瑞穂野保育園	49 第二ミドリ保育園	59 まなびの森あずま保育園	69 不動前保育園	79 上横田よつば保育園分園みづば保育園	80 (仮称)ひので保育園		



認定こども園					地域型保育事業								
81	認定しらゆりこども園	90	みふみ認定こども園	101	あかばね家庭的保育所	111	保育所どんぶり	122	リトル・ワンズ保育園	133	ようさいリトル	144	地域型保育施設うつのみやなでしこ保育園
82	認定こども園 Hinooka Preschool隣の丘幼稚園	91	認定こども園駒生幼稚園	102	見目家庭的保育所	112	地域型保育施設インターパーク保育園	123	ココカラ上桑島	134	御幸すだち保育園	145	北総警託児センター「まもるむ」
83	さかえ認定こども園	92	山王認定こども園	103	おのぞ家庭家庭的保育所	113	地域型保育施設マクとまんの託児室	124	さくらベビースクール	135	ゆめキララ。保育園ゆいの社	146	このみ保育園
84	さくら認定こども園さくら幼稚園	93	八幡台認定こども園	104	戸井田家庭的保育所	114	第四ミドリ保育園	125	きらら保育園宇都宮さくら	136	太陽と虹空保育園	147	みらいの森保育園
85	認定すずめこども園	94	認定こども園平出ひつみ幼稚園	105	加藤家庭的保育所	115	こぼと第二保育園	126	やなぎた保育園	137	ひばり第二保育園	148	とちのみ保育園
86	認定うつのみやこども園	95	認定こども園まこと幼稚園	106	近藤家庭的保育所	116	ひよこ保育園	127	あい・あい保育園	138	北総警保センターまもるむ不動産	149	平松保育園居宅訪問保育
87	東うつのみや保育園	96	認定こども園あつみ幼稚園	107	たかはし家庭的保育所	117	きらら保育園宇都宮針ヶ谷	128	ほのぼの保育園	139	クローバ保育園	150	うりずん居宅訪問型保育「かなさん」
88	認定こども園さくらが丘	97	認定こども園さくらんぼ幼稚園	108	やまざき家庭的保育所	118	クオーレ	129	とちの葉保育園	140	陽南わかば保育園		
89	認定みどりこども園	98	ひじり認定こども園	109	森家庭的保育所	119	ニチイキッズ元今泉保育園	130	ひまわりソレイユ保育園	141	やいた保育園		
		99	(仮称)認定こども園並井台幼稚園	110	富山家庭的保育所	120	ころぼつくるの森保育園	131	ナーサリーにっこ	142	(仮称)ひのおか・森のナーサリー		
		100	(仮称)認定こども園清雲幼稚園			121	しらとり第二保育園	132	小規模保育べたべた	143	(仮称)ゆめキララ。保育園ひらいで		

13 よくある質問 (Q&A)



要件についてのQ&A

Q：現在育児休業中ですが、教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則申込みはできません。

ただし、入所を開始する時に育児休業を繰り上げて終了できる場合には申込みができます。この場合は、勤務証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q：現在求職中ですが、教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：申込みは可能です。ただし、求職中に入所が決まった場合、入所後3か月以内に就職することが条件となります。

施設見学についてのQ&A

Q：教育・保育施設等の見学はできますか？

A：できます。入所申込みの際には、事前の見学をお勧めしております。

- ・施設の方針や施設内の様子などを把握することができます。
- ・希望の施設を選ぶ際に様々な視点から検討することができます。
- ・入所後も安心してお子様を施設に預けることができます。

事前に教育・保育施設等に連絡し、日程を調整の上、見学してください。(保育施設等の電話番号は14～19ページ参照)

入所申込みについてのQ&A

Q：教育・保育施設等に入所したいのですが、申込みはどこで行うことができますか？

A：保育課、各認定こども園、各保育所、各地域型保育事業、平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（5ページ参照）で受付をしておりますので、申請期間内（4ページ参照）にご提出ください。

Q：認定こども園と保育所を同時に申込みはできますか？

A：できます。入所申込書の希望園記入欄にあわせてご記入ください。

Q：郵送での申込みはできますか？

A：できません。保育を必要とする要件やお子さまの状況を確認するため、必ず保護者による直接の申込みをお願いします。

Q：先着順で入所が決まるのですか？

A：先着順ではありません。保育の必要性を客観的に審査し、指数の高い方から入所が決定します。

Q：認定こども園（1号認定）の入所申込みはどこで行うことができますか？

A：認定こども園（1号認定）の申込みは、直接認定こども園にお問い合わせください。対象年齢は、満3歳～就学前となります。（電話番号は17ページ参照）

Q：申込みをした後に、希望施設の変更はできますか？

A：希望施設の変更は、お電話でもお受けします。その際には、締切日までに直接保育課にご連絡ください。

Q：きょうだい同時に申込みする場合、どのような選択があり、どのように調整されますか？

A：きょうだい条件は次の表のとおり、3つのパターンを選択することができます。

選択肢	調整方法
① 同時期に同じ保育施設等を希望 （同じ保育施設に、申込み児童すべてに空きがなければ入所できません。）	きょうだいと同時に同じ保育施設等に入所できるか、希望施設順に調整します。
② 同時期であれば別々の保育施設等でもよい （希望する施設に、申込み児童すべてに空きがなければ入所できません。）	きょうだいと同時に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに希望施設の中で同時期に別々でも入所できる希望施設を調整します。
③ ひとりでも先に入所させたい ※「優先児童」又は「どちらでもよい」が希望できます。 （優先児童を決めた場合は、そのほかの児童に空きがあっても、入所できません。）	きょうだいと同時に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに優先児童を対象に1人でも入所できる希望施設を調整します。 ※ひとり入所後については、希望に沿って翌月の利用調整を行います。 また、翌月から7ページの調整指数No. 9を加えて利用調整します。

Q：入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A：入所できなかった場合、引き続き利用調整していきますので、申込書の再提出の必要はありません。家庭状況や就労状況等に変更があった場合は保育課までご連絡ください。

なお、11月1日時点で入所が保留となっているお子さまを対象に、翌年度の入所の意思を確認するための通知を11月中に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。通知の内容について、ご不明な点があった場合は、保育課までご連絡ください。

利用者負担額（保育料）についてのQ&A

Q：利用者負担額（保育料）はどのように決まりますか？

A：利用者負担額（保育料）は、原則、父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。また、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により切り替わるため、課税額によっては金額が変更となります。（詳しくは8～11ページ参照）

Q：ひとり親家庭の利用者負担額（保育料）は無料ですか？

A：利用者負担額（保育料）は市民税所得割課税額を基に決定しますので、無料とは限りません。（詳しくは8～11ページ参照）

Q：利用者負担額（保育料）は認定区分ごとに設定されていますが、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる場合、2号の利用者負担額（保育料）に切り替わるのでしょうか？

A：満3歳に到達した年度途中で認定区分が変更となっても、3号の利用者負担額（保育料）が年度末まで適用されます。

Q：今年度中に3歳になる子どもがいます。3歳になってから保育施設等に入所した場合の利用者負担額（保育料）は、2号の利用者負担額（保育料）となりますか？

A：利用者負担額（保育料）については当該年度4月1日現在の年齢が適用されるため、年度末まで3号の利用者負担額（保育料）となります。

利用時間と保育料についてのQ&A

Q：保育標準時間（最大11時間利用）の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができますか？

A：保育標準時間認定の最大11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば追加料金なしでお子さまを預けることができます。どの時間からでも追加料金なしで最大11時間お子さまを預けることができるということではありません。（各保育施設等の設定時間は14～19ページを参照してください。）

Q：施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか？

A：施設が定めた通常保育時間を超え、お子さまを預ける場合は延長保育のご利用になります。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。その場合、延長保育料を別途負担していただく必要があります。

併願申請についてのQ&A

Q：現在、共働き家庭であり、子どもを認定こども園（1号）又は幼稚園に入園させるか、教育・保育施設等（2号）に入所させるか迷っているため併願したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A：認定こども園（1号）又は幼稚園と教育・保育施設等（2号）の両方の利用申込み手続きと併せて、支給認定は2号認定（お子さまが満3歳以上で、教育と併せて保育を希望。）を受けてください。

認定こども園（1号）又は幼稚園のお申込みは、直接、認定こども園又は幼稚園にお願いします。

市外申請についてのQ&A

Q：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用するにはどうしたらいいですか？

A：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用する場合、保護者の申請により、本市の支給認定（保育の必要性の認定）を受けた上で、宇都宮市保育課の窓口で申込みをお願いします。

なお、市区町村によって、締切日や必要な書類が異なりますので、ご希望の教育・保育施設等のある市区町村に事前にご確認ください。

市外から市内の教育・保育施設等を希望する場合についてのQ&A

Q：現在、宇都宮市外に在住で、宇都宮市内の教育・保育施設等を希望できますか？

A：市外から宇都宮市内の教育・保育施設等を希望するには下記のいずれかに該当していることが必要となります。

- ・宇都宮市内に転入予定
- ・保護者の勤務先が宇都宮市内
- ・里帰り出産
- ・宇都宮市内が通勤経路

その他、特別な事情がある場合については、保育課へご相談ください。

申込みにあたっては、現在お住まいの市区町村の窓口で申込みください。

なお、宇都宮市内に転入予定の場合については、宇都宮市保育課の窓口での申込みも可能です。

保育士についてのQ&A

Q：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士は利用調整で優先されるの？

A：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士等は、お住まいが宇都宮市内・市外にかかわらず、利用調整において、優先されます。（詳しくは7ページ参照）

地域型保育事業に入所した場合、3歳児以降の取扱いについてのQ&A

Q：地域型保育事業に入所した場合、子どもが3歳になったらどうすればいいの？

A：0歳児～2歳児を対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）等には、卒園後のお子さまの預け先として、「連携施設」（認定こども園や保育所、幼稚園）を設定することとしており、連携施設において継続した利用を可能としております。

ただし、連携施設以外を希望される場合は、新年度のお申し込みを期限内に行う必要があります。その際は、小規模保育事業の卒園児は、利用調整において、優先されます。（詳しくは7ページ参照）

Q：育児休業中に子どもが地域型保育事業を卒園する場合はどうなりますか？

A：卒園後、連携施設を希望される場合に限り、継続した利用を可能としております。

また、連携施設以外を希望される場合、職場復帰される方に限り、新年度のお申し込みを期限内に行ってください。地域型保育事業の卒園児として優先されるほか、併せて育児休業からの復職としても優先されます。（詳しくは7ページ参照）

教育・保育施設等の受入れについてのQ&A

Q：「教育・保育施設等受入れ状況一覧」を参考に希望施設を検討しようと考えていますが、子どもは何歳クラスなのか把握の仕方が難しいです。教えてください。

A：クラス年齢の考え方は、毎年度4月1日時点の年齢になります。詳しくは下表をご覧ください。

2019年度年齢別クラス

クラス	生年月日
0歳	2018年4月2日～
1歳	2017年4月2日～2018年4月1日
2歳	2016年4月2日～2017年4月1日
3歳	2015年4月2日～2016年4月1日
4歳	2014年4月2日～2015年4月1日
5歳	2013年4月2日～2014年4月1日

また、毎月1日に翌月の受入れ状況（毎月1日時点の参考）を宇都宮市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

※受入れ状況は公表時点での目安であり、保育士の配置や保育施設等の状況によって変動することがあります。

参考

認定こども園や幼稚園の1号認定を希望される方は、次の保育料基準額表を参考にしてください。なお、保育料の算定方法につきましては、「8 利用者負担額（保育料）について」（8ページ）をご参照ください。

1号認定の利用者負担額（保育料）基準額表（月額）

階層区分	世帯区分	教育保育時間	
		3歳児	4歳以上児
1 生活保護世帯	—	0円	0円
2 市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
3 一般世帯	一般世帯		
4 市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
5 一般世帯	一般世帯	3,000円	2,000円
6 市町村民税所得割額	母子世帯等	4,000円	3,000円
7 48,600円以下	一般世帯	5,000円	4,000円
8 市町村民税所得割課税額	母子世帯等	6,000円	5,000円
9 77,100円以下	一般世帯	7,000円	6,000円
10 市町村民税所得割課税額 97,000円以下		9,000円	8,000円
11 市町村民税所得割課税額 109,000円以下		12,000円	10,000円
12 市町村民税所得割課税額 169,000円以下		14,000円	12,000円
13 市町村民税所得割課税額 211,200円以下		15,000円	13,000円
14 市町村民税所得割課税額 211,201円以上		21,000円	18,000円

【保育料の軽減】

年少から小学校3年までの範囲内にお子さまが2人以上いる場合、最年長のお子さまを第1子、その下のお子さまを第2子とカウントします。

例えば、第1子が小3、第2子が5歳クラスの1号認定（年長組）、第3子の4歳クラスの1号認定（年中組）の場合、第2子は半額、第3子は無料となります。

【第3子以降保育料無料化】

同一世帯で3人以上の児童がいる場合、児童の年齢にかかわらず、3人目以降の保育料は無料になります。

【課税額による軽減】

- ・ひとり親世帯等のうち、世帯の所得割課税額が77,100円以下である場合、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料とします。

- ・両親世帯のうち、世帯の所得割課税額が77,100円以下である場合、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とします。

※ただし、世帯の所得割課税額が非課税である場合は、第2子以降の保育料を無料とします。